

むつ小川原港洋上風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 7 月

むつ小川原港洋上風力開発株式会社

目 次

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
II 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の 概要とこれに対する事業者の見解	13

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)を作成した旨及びその他の事項等を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成 27 年 6 月 3 日(水)

(2) 公告の方法

① 平成 27 年 6 月 3 日(水)付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

【別紙 1 参照】

- ・ デーリー東北 (朝刊、5 面)
- ・ 東奥日報 (朝刊、23 面)

② 上記の公告に加え、下記の「お知らせ」を実施した。

a. 自治体広報誌への掲載

【別紙 2 参照】

- ・ 広報ろっかしょ 6 月号(No.363)p20

b. 自治体及び当社のホームページへの掲載

【別紙 3-1～3-3 参照】

- ・ 青森県のホームページに平成 27 年 6 月 3 日(水)から掲載
- ・ 六ヶ所村のホームページに平成 27 年 6 月 3 日(水)から掲載
- ・ 当社のホームページに平成 27 年 6 月 2 日(火)から掲載

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 1 箇所、事業所 2 箇所の計 3 箇所において縦覧を行った。

また、インターネットの利用により当社ホームページで公表した。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・ 六ヶ所村役場 企画調整課 (六ヶ所村大字尾駸字野附 475)

② 事業所での縦覧

- ・ 六ヶ所エンジニアリング(株) (六ヶ所村大字尾駸字上尾駸 22-258)
- ・ 北日本海事興業(株) (八戸市八太郎 5 丁目 21 番 34 号)

③ 当社ホームページでの公表

- ・ 当社ホームページに平成 27 年 6 月 3 日(水)から掲載

【別紙 3-3 参照】

(ホームページ URL <http://m-pow.jp>)

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間:平成 27 年 6 月 3 日(水)から平成 27 年 7 月 2 日(木)まで
(土・日曜日を除く。)
- ・ 縦覧時間:午前 9 時から午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による公表については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、青森県及び六ヶ所村のホームページから当社ホームページにリンクすることにより、参照可能とした。 【別紙 3-1～3-3 参照】

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)の合計は 1 名であった。各縦覧場所の縦覧者数は以下のとおりである。

- ・ 六ヶ所村役場 1 名
- ・ 六ヶ所エンジニアリング(株) 0 名
- ・ 北日本海事興業(株) 0 名

2 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、対象事業実施区域が位置する六ヶ所村で開催し、説明会開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(1) 開催日時

平成 27 年 6 月 14 日(日) 午後 1 時～午後 3 時

(2) 開催場所

六ヶ所村文化交流プラザ スワニー
(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 1-8)

(3) 来場者数

6 名

3 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 27 年 6 月 3 日(水)から平成 27 年 7 月 16 日(木)まで。

(縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受付は当日必着とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。 【別紙 4 参照】

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 1 通、意見総数は 14 件であった。

日刊新聞紙における公告

○平成 27 年 6 月 3 日(水)掲載

デーリー東北(朝刊、5 面)

東奥日報(朝刊、23 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成二十七年六月三日
むつ小川原港洋上風力開発株式会社 代表取締役 櫻原 光昭

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
 名称 むつ小川原港洋上風力開発株式会社
 代表者 代表取締役 櫻原 光昭
 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附三三〇番地一

【対象事業の名称、種類及び規模】
 名称 むつ小川原港洋上風力発電事業
 種類 風力(洋上)
 規模 ハガキロワット(最大)

【対象事業を実施する区域】
 青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港洋上区域(水域)及び六ヶ所村大字尾駈他

【関係地域の範囲】
 青森県上北郡六ヶ所村

【準備書の綴頁】
 一、綴頁場所 六ヶ所村役場企画調整課(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附四七五)／六ヶ所エシニアリンク棟(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字上尾駈三二二五八)／北日本海軍興業㈱(青森県八戸市八木町五丁目十二番三十四号)

二、綴頁期間 平成二十七年六月三日(水)から平成二十七年七月二日(木)まで(土曜日・日曜日・祭日は除きます。)

三、綴頁時間 午前九時から午後五時まで

【インターネットによる公表】
 「環境影響評価準備書」は、次のホームページにてご覧いただけます。
 ホームページURL <http://m-pow.jp>

【意見書の提出】
 「環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からの意見を希望する方は、綴頁場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵便にて郵送によるお寄せください。

一、意見書の記載事項
 ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 ・提出の対象となる準備書の名称
 ・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

二、意見書の提出期限 平成二十七年七月十六日(木)(必着)

三、意見書の提出先 〒〇三九一-二六八 青森県八戸市八木町五丁目十二番三十四号 北日本海軍興業㈱内 むつ小川原港洋上風力開発㈱宛
 ※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【準備書の説明会を開催する日時及び場所】
 開催日時 平成二十七年六月十四日(日) 午後二時から午後三時まで
 開催場所 六ヶ所村文化交際ひろやま スロニー(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附一八)

【公表事項へのお問い合わせ先】
 むつ小川原港洋上風力開発㈱(北日本海軍興業㈱) 電話〇一七八-二〇三二六六(土曜日・日曜日・祭日は除く、午前九時から午後五時まで)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成二十七年六月三日
むつ小川原港洋上風力開発株式会社 代表取締役 櫻原 光昭

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
 名称 むつ小川原港洋上風力開発株式会社
 代表者 代表取締役 櫻原 光昭
 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附三三〇番地一

【対象事業の名称、種類及び規模】
 名称 むつ小川原港洋上風力発電事業
 種類 風力(洋上)
 規模 ハガキロワット(最大)

【対象事業を実施する区域】
 青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港洋上区域(水域)及び六ヶ所村大字尾駈他

【関係地域の範囲】
 青森県上北郡六ヶ所村

【準備書の綴頁】
 一、綴頁場所 六ヶ所村役場企画調整課(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附四七五)／六ヶ所エシニアリンク棟(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字上尾駈三二二五八)／北日本海軍興業㈱(青森県八戸市八木町五丁目十二番三十四号)

二、綴頁期間 平成二十七年六月三日(水)から平成二十七年七月二日(木)まで(土曜日・日曜日・祭日は除きます。)

三、綴頁時間 午前九時から午後五時まで

【インターネットによる公表】
 「環境影響評価準備書」は、次のホームページにてご覧いただけます。
 ホームページURL <http://m-pow.jp>

【意見書の提出】
 「環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からの意見を希望する方は、綴頁場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵便にて郵送によるお寄せください。

一、意見書の記載事項
 ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 ・提出の対象となる準備書の名称
 ・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

二、意見書の提出期限 平成二十七年七月十六日(木)(必着)

三、意見書の提出先 〒〇三九一-二六八 青森県八戸市八木町五丁目十二番三十四号 北日本海軍興業㈱内 むつ小川原港洋上風力開発㈱宛
 ※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【準備書の説明会を開催する日時及び場所】
 開催日時 平成二十七年六月十四日(日) 午後二時から午後三時まで
 開催場所 六ヶ所村文化交際ひろやま スロニー
 (青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附一八)

【公表事項へのお問い合わせ先】
 むつ小川原港洋上風力開発㈱(北日本海軍興業㈱) 電話〇一七八-二〇三二六六(土曜日・日曜日・祭日は除く、午前九時から午後五時まで)

自治体広報誌への掲載

○広報ろっかしよ 6月号 (No.363) p20

「むつ小川原港洋上風力
発電事業 環境影響評価準
備書」の縦覧を行います

むつ小川原港洋上風力
開発株式会社では、環境
影響評価法に基づいて「む
つ小川原港洋上風力発電
事業 環境影響評価準備
書」を作成し、あわせて
説明会を開催します。

■縦覧書類 「むつ小川
原港洋上風力発電事業
環境影響評価準備書」

■縦覧場所

- ① 六ヶ所村 企画調整課
- ② 六ヶ所エンジニアリン
グ(株) (尾駁字上尾駁22-
258)
- ③ 北日本海事興業(株) (八
戸市)

■縦覧期間 7月2日*

まで(土日を除く)

午前9時～午後5時

*インターネットによる公
表URL (<http://m-pow.jp>)

◎意見書の提出

環境影響評価準備書に
ついて環境の保全の見地
からのご意見をお持ちの
人は、縦覧場所に備え付
けの意見書箱に投函する
か、書簡にて郵送により
お寄せください。

■記載事項

- ① 氏名および住所
- ② 準備書の名称
- ③ 準備書についての環境
保全の見地からの意見

■提出期限

7月16日*【必着】

◎説明会

■日時 6月14日

午後1時～3時

■場所 スワニー

■意見書の提出先

北日本海事興業(株)内むつ

小川原港洋上風力開発(株)

(〒039-1168 青

森県八戸市八太郎5丁目

21番34号)

☎0178-(20)3266

青森県ホームページに掲載したお知らせ

○平成 27 年 6 月 3 日(水)から掲載



青森県
Aomori Prefectural Government

ホーム > 自然・環境 > 環境 > むつ小川原港洋上風力発電事業（環境影響評価手続状況）

むつ小川原港洋上風力発電事業（環境影響評価手続状況）

更新日：2015年6月3日 環境保全課

事業名	むつ小川原港洋上風力発電事業
事業者	むつ小川原港洋上風力開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：80,000kw（最大）
事業実施区域	青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港港湾区域（水域）及び六ヶ所村大字鷹架他
関係地域	青森県上北郡六ヶ所村
配慮書	<p>公告 平成25年11月25日</p> <p>縦覧 平成25年11月26日～平成25年12月25日</p> <p>審査会意見 平成26年1月24日 （内容はこちらです）</p> <p>知事意見 平成26年1月31日 （内容はこちらです）</p>
方法書	<p>公告 平成26年5月29日</p> <p>縦覧 平成26年5月29日～平成26年6月28日</p> <p>説明会の開催 平成26年6月15日</p> <p>住民等意見の概要 平成26年7月23日 （内容はこちらです）</p> <p>審査会意見 平成26年7月25日 （内容はこちらです）</p> <p>知事意見 平成26年8月27日 （内容はこちらです）</p>
準備書	<p>内容については事業者ウェブサイトを御覧ください。</p> <p>公告 平成27年6月3日</p> <p>縦覧 平成27年6月3日～平成27年7月2日</p> <p>説明会の開催</p> <p>住民等意見の概要</p> <p>審査会意見</p> <p>知事意見</p>
評価書	<p>公告・縦覧</p>
事後調査等報告書	<p>提出</p> <p>公告・縦覧</p>

六ヶ所村ホームページに掲載したお知らせ

○平成 27 年 6 月 3 日 (水) から掲載



- ▶ 六ヶ所村とエネルギー
 - ▶ むつ小川原開発
 - ▶ 六ヶ所村地域新エネルギービジョン・次世代エネルギーパーク整備プラン
 - ▶ エネルギー
 - ▶ 電源三法交付金
 - ▶ 各課のページ
 - ▶ 企画調整課

現在位置: [ホーム](#) > [村とエネルギー](#) > [各課のページ](#) > [企画調整課](#) > 「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧 印刷

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧

環境影響評価法に基づき、事業者である むつ小川原港洋上風力開発（株）が計画している、むつ小川原港洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書が縦覧されています。また、この環境影響評価準備書について、事業者による説明会が開催されます。

同環境影響評価準備書は、当該事業に係る環境影響について、調査、予測及び評価の結果をまとめたものです。

事業の概要

- 【事業の名称】 むつ小川原港洋上風力発電事業
- 【事業者】 むつ小川原港洋上風力開発株式会社
- 【事業の種類】 風力発電所（洋上）
- 【事業の規模】 8万キロワット（最大）
- 【対象事業実施区域】 青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港港湾区域（水域）及び六ヶ所村大字鷹架他

環境影響評価方法書の縦覧

- 【期 間】 平成27年6月3日（水）から 7月2日（木）まで（土日を除く）
 - 【場 所】 ・六ヶ所村役場 企画調整課
 ・六ヶ所エンジニアリング㈱（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駘字上尾駘22-258）
 ・北日本海事興業㈱（青森県八戸市八太郎5-21-34）
 - 【時 間】 午前9時から午後5時まで
- ※なお、縦覧内容については下記ホームページでも平成27年7月2日（木）まで閲覧することができます。
 むつ小川原港洋上風力開発（株）（外部リンク） <http://m-pow.jp>

環境の保全の見地からの意見書の提出

- 「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記（1）または（2）の方法でご提出ください。
- （1）縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成27年7月2日（木）まで）
 - （2）事業者宛に郵送
 - 〒039-1168 青森県八戸市八太郎5-21-34 北日本海事興業㈱内 むつ小川原港洋上風力開発㈱宛
 （平成27年7月16日（木）必着）
- ※意見書に記載する事項：①氏名及び住所、②準備書の名称、③準備書についての環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
- ※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表されることがあります。

説明会の開催

- 【開催日時】 平成27年6月14日（日）午後1時から午後3時まで
- 【開催場所】 六ヶ所村文化交流プラザ スワニー（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駘字野附1-8）

問合せ先

- むつ小川原港洋上風力開発㈱（北日本海事興業㈱） 電話0178-20-3266
 （受付時間：土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

当社ホームページに掲載したお知らせ(1)
○平成 27 年 6 月 2 日(火)から掲載(縦覧部分のみ 6 月 3 日から掲載)



むつ小川原港から今、クリーンエネルギーを。

再生可能エネルギーの供給を通じて地域社会への貢献を目的としております



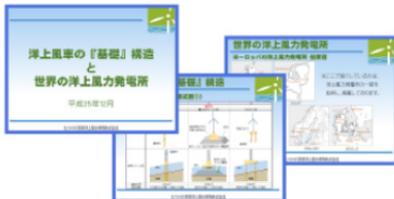
TOP 会社情報 事業計画 進捗 アクセス 問合せ

青森県は風況データの観点から風力エネルギー生産ポテンシャルの高さにより、既に200基以上の風車が設置されております。当社においては、県内初となります洋上風力発電所を設置し、今後の風力エネルギー生産の一躍を担えるよう日々精進しております。
今後は研究開発に努め、開発から施工まで一貫して安全及び高品質を念頭に皆様方のご期待に沿えるよう事業展開に臨んで参る所存でございます。

■ 最新情報

- 2015.06.03  [むつ小川原港洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書縦覧のお知らせ](#)
- 2015.06.02  [むつ小川原港洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書届出・送付・縦覧に関する…](#)
- 2014.11.04 [ホームページ開設しました](#)

■ 洋上風車の『基礎』構造と世界の洋上風力発電所



弊社を構成する会社の一つである“北日本海事興業株式会社”は、海洋土木を主業としている会社です。その目線から、洋上風車の『基礎』について、いくつか紹介したいと思います。

洋上風車の『基礎』構造と世界の洋上風力発電所
PDF形式 約600KB 

当社ホームページに掲載したお知らせ(2)

[TOP](#)[会社情報](#)[事業計画](#)[進捗](#)[アクセス](#)[問合せ](#)

新着情報

むつ小川原港洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書縦覧のお知らせ

当社は、平成27年6月2日付で、環境影響評価法および電気事業法に基づき、経済産業大臣に「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、準備書）およびこれを要約した書類（以下、要約書）を届け出るとともに、青森県知事および六ヶ所村長へ送付しました。
環境影響評価法第16条に基づき、準備書および要約書を公表致します。

[準備書届出縦覧についてのご案内](#)

閲覧はこちらから ↓

むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書
〔閲覧期間：平成27年6月3日（水）～平成27年7月2日（木）〕

- [表紙・目次・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（PDF：1MB）](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容（PDF：3.5MB）](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（PDF：16MB）](#)
- [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果（PDF：13.5MB）](#)
- [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解（PDF：1MB）](#)
- [第6章 方法書に対する関係する行政機関（↑TOP）一般の意見の概要並びに事業者の見解（PDF：2MB）](#)
- [第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告（PDF：1MB）](#)
- [第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（PDF：3MB）](#)
- [第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言（PDF：1MB）](#)
- [第10章 環境影響評価の結果](#)
 - [10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果](#)
 - [10.1.1 大気環境（騒音及び超低周波音、振動）（PDF：3MB）](#)

当社ホームページに掲載したお知らせ(3)

10.1.2 水環境（水質、底質）（PDF：1.5MB）

10.1.3 その他の環境（風車の影、水中音）（PDF：2.5MB）

10.1.4 動物（PDF：26MB）

10.1.5 植物（PDF：1.5MB）

10.1.6 景観（PDF：5.5MB）

10.1.7 廃棄物等（産業廃棄物、残土）（PDF：1MB）

10.1.8 電波障害（漁業無線）（PDF：2MB）

10.2 環境の保全のための措置（PDF：1.5MB）

10.3 事後調査（PDF：1MB）

10.4 環境影響の総合的な評価（PDF：2MB）

第11章 配慮書に対する関係する行政機関の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解（PDF：1.5MB）

第12章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容（PDF：3MB）

第13章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（PDF：1MB）

環境影響評価準備書〔要約書〕（PDF：5MB）

ご意見記入用紙（PDF：0.1MB）

※準備書及び要約書は、平成27年6月3日（水）～平成27年7月2日（木）の間中は閲覧が可能です。また、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※閲覧推奨ブラウザはMicrosoft Internet Explorer、ファイル閲覧推奨ソフトウェアはAdobe Readerです。

※本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものです。（承認番号 平27情複、第94号）承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

当社ホームページに掲載したお知らせ(4)

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の届出・送付及び縦覧・説明会について

平成 27 年 6 月 2 日

むつ小川原港洋上風力開発株式会社

当社は、本日、環境影響評価法に基づき、「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)を経済産業大臣に届出るとともに、青森県知事及び六ヶ所村長へ送付しました。

また、明日 6 月 3 日(水)から自治体庁舎等において、準備書の縦覧を行うとともに、6 月 14 日(日)に、六ヶ所村文化交流プラザ スワニーにおいて準備書の説明会を開催いたします。

1. 準備書の縦覧

下記のとおり、準備書の縦覧を実施いたします。

【期 間】

平成 27 年 6 月 3 日(水)から平成 27 年 7 月 2 日(木)まで(土・日を除く)

【場 所】

六ヶ所村役場企画調整課 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475

六ヶ所エンジニアリング㈱ 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字上尾駸 22-258

北日本海事興業㈱ 青森県八戸市八太郎 5-21-34

【時 間】

午前 9 時から午後 5 時まで

また、準備書及び要約書の電子版を、当社ホームページにて平成 27 年 6 月 3 日から平成 27 年 7 月 2 日まで閲覧することができます。

【掲載先】 <http://m-pow.jp/>

2. 準備書についての説明会の開催

準備書の内容についてご理解を深めていただくために、下記のとおり説明会を開催いたします。

【日 時】平成 27 年 6 月 14 日(日) 13 時～15 時

【場 所】六ヶ所村文化交流プラザ スワニー 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 1-8

3. 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に住所、氏名、準備書の名称、ご意見を明記して、書面にて意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(平成 27 年 7 月 2 日(木)まで)

(2)事業者宛に郵送

〒039-1168

青森県八戸市八太郎 5-21-34 北日本海事興業㈱内 むつ小川原港洋上風力開発㈱宛

(平成 27 年 7 月 16 日(木)必着)

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

ご意見記入用紙

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または書簡にて郵送によりお寄せください。

○意見書の郵送先 〒039-1168 青森県八戸市八太郎 5-21-34 北日本海事興業(株)内
むつ小川原港洋上風力開発(株)宛

○意見書の提出期限 平成 27 年 7 月 16 日(木)〔必着〕

意見書

平成 27 年 月 日

項目	ご記入欄
お名前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
環境影響評価準備書 についての環境の保全の 見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含め て記載してください。〕	

- 注：1.お名前、ご住所の記入をお願いします。
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
2.この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。

II. 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づく環境影響評価準備書について、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 14 件であった。

また、環境の保全の見地以外からの意見はなかった。

「環境影響評価法」第 19 条の規定に基づく環境影響評価準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>第 10.1.4.1-10 表 (1) ～ (8) について、○×ではなく、鳥の個体数を月別で示すこと。</p>	<p>ご指摘の表につきましては、これまでの事例を参考に、確認の有無を表現することを目的とした記載の手法としていることをご理解ください。</p> <p>なお、予測の対象とした、重要な種等の確認個体数につきましては、季節別の状況を「10.1.4 動物」第 10.1.4.1-14 表 (p547～p555) 及び第 10.1.4.1-17 表 (p629～p630) に、高度別の状況を第 10.1.4.1-15 表 (p625) 及び第 10.1.4.1-18 表 (p639) に記載しています。</p>
2	<p>レーダー調査の結果、対象事業実施区域（以下、『実施区域』という。）周辺において、朝は広い範囲で多くの鳥類が利用していることから、朝の時間帯に風車を止めるなどの保全措置を講じることにより、バードストライクなど鳥類への影響を避けるべきである。なお、保全措置を講じるのは、レーダー調査を行った時期のみならず、同様の結果が得られる可能性のある時期をすべて含むべきである。</p>	<p>本準備書で予測の対象とした鳥類は、現地調査で確認した重要な種（44 種）並びに注目すべき生息地である「六ヶ所湖沼群」及び「小川原湖沼群」を利用している鳥類のうち、対象事業実施区域内で確認個体数が多い種（オオハクチョウ、ヒドリガモ、オナガガモ、コガモ：4 種）です。</p> <p>予測の結果、これら鳥類に対する影響は小さいものとしており、その旨「10.1.4 動物」に記載しています。</p> <p>事後調査の結果、バードストライクの影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の助言や指導を得て、追加の環境保全措置を講じることを検討いたします。</p>
3	<p>レーダー調査の結果、日中は鳥が一定の方向に向かって飛翔していることが分かる。飛翔ルートを妨害したり、バードストライクの発生確率を著しく高める可能性があることから、この飛翔ルートにかかる風車（尾駁地先側海岸沿風車の南端から 6 本、新納屋地先側風車の北端から 4 本）については、建設を行うべきでない。</p>	
4	<p>白色回転閃光灯の点灯とブレードの着色により風車の存在を鳥に目立たせる手法は、鳥の種によってその効果が違うため、全体としては点灯や着色の意義がよく分からないと環境省は述べている。貴社が点灯や着色の効果により鳥が風車を避けることを期待するのであれば、鳥の種ごとにその効果を検討したうえで、保全措置を講じるべきである。</p>	<p>本事業で採用した「白色閃光回転灯の常時点灯」及び「ブレードの先端の着色」等の環境保全措置は、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年）を参考に選定しました。</p> <p>これら環境保全措置に対する鳥類の種ごとの効果につきましては、研究成果等の資料が存在しないことから、検討が困難であることをご理解ください。</p>
5	<p>洋上風車の存在により漁礁効果が発生し、風車周辺で魚類の個体数が増加すれば、風車の存在による忌避影響を受けない鳥にとっては、餌場が劣化するのではなく、良好な餌場が生じる可能性の方が高い。それはすなわち、魚食性鳥類を誘引し、バードストライクの発生確率を著しく高める可能性がある。影響評価は、そういった観点からも行うべきである。</p>	<p>風力発電機の基礎を餌場又は休み場として利用する等、鳥類が誘引されてバードストライクが発生する可能性が想定されるものの、予測に関する知見が不十分であることから、事後調査を実施することとしており、その旨「10.1.4 動物」及び「10.3 事後調査」に記載しています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>風間（2012）の論文を元に、同準備書では、「鳥の種によっては、特に渡りの時期に障壁効果が生じ、風車の存在を避けて飛翔することがある」と記述する一方、「すべての鳥が洋上風車を避けている」とは一言も触れられていない。また、バードストライク、生息地放棄および忌避、障壁効果の3つのうち、「洋上風力発電により生じたバードストライクは、その把握が非常に困難であり、実際に把握されている例がほとんどない」と書かれているだけである。影響評価において論文を参考にする場合は、論文のうち、自らに都合の良い表現のみを記述するといった、言わば曲解しているともとられかねない記述は厳に慎むべきである。</p>	<p>本準備書では、ご指摘の「鳥の種によっては、特に渡りの時期に障壁効果が生じ、風車の存在を避けて飛翔することがある」との記載は用いていません。</p> <p>風間氏の論文では、「鳥類の影響」の「行動の変化」として、「レーダーによる観測により、多くの鳥類個体が微細空間スケール（数 m ～数十 m）において洋上風発を避けて飛行していることが明らかとなっている。」と記載されており、本準備書ではこの記載を参考に「鳥類が洋上風力発電機を避けて飛翔することが報告されている」と記載しています。</p>
7	<p>第 10.1.4.1-7 図（18）について、カムリカイツブリは風車を忌避する可能性も考慮して、影響評価を行うこと。</p>	<p>ご指摘の種を含めた予測の対象とした重要な種等への影響につきましては、以下に示す観点から、鳥類の飛翔状況の把握及びバードストライクの有無の確認を目的とした事後調査を実施することとしており、その旨「10.1.4 動物」及び「10.3 事後調査」に記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の基礎を餌場又は休み場として利用する等、鳥類が誘引され、バードストライクが発生する可能性が想定されるものの、予測に関する知見が不十分である。 ・バードストライクの影響の予測で用いた衝突率及び年間衝突数の計算式は、不確実性の程度が大きいと考えられる。 <p>事後調査の結果、鳥類の影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の助言や指導を得て、追加の環境保全措置を講じることを検討いたします。</p>
8	<p>ウミスズメ類について、バードストライクの発生確率だけでなく、生息地放棄や障壁影響の有無や程度についても評価を行うこと。</p>	
9	<p>ミサゴは実施区域内での観測数が多く、高度 M での飛翔も多いという結果が出ている。このため、漁礁効果により風車周辺で魚が増えれば、ミサゴの様な魚食性鳥類を誘引し、バードストライクの発生確率を著しく高める可能性がある。また、国内ではすでにバードストライク事例が 2 件発生していることから、ミサゴがバードストライクしにくい鳥とは言えない。そのため、ミサゴはバードストライクによる影響を受ける可能性が高いものとして、影響評価を行うべきである。</p>	
10	<p>ハヤブサについては、実施区域内での観測数は多くないが、高度 M で飛翔する割合が多い。また、漁礁効果により風車周辺で魚類が増加すれば、ハヤブサの餌となるカムリカイツブリ等の鳥が増える可能性がある。ついては、ハヤブサについては、風車建設によりその飛来数が増えることを考慮して影響評価を行うべきである。</p>	
11	<p>ウミスズメの種の識別について、高度 120m 以上ではウミスズメとカムリウミスズメをどのように識別したのか記載すること。</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>オオハクチョウ、ヒドリガモ、オナガガモなどのカモ類は、風車の存在による生息地放棄を起しやすいたことが海外の事例から知られている。そのため、事後モニタリングにおいては、これらのカモ類の生息地放棄の有無や程度を十分に把握できる内容とすること。また、実際に影響が生じた場合は、早急に保全措置を講じること。</p>	<p>鳥類の事後調査の手法は、専門家のご意見を参考に選定しております。</p> <p>事後調査の結果、鳥類の影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の助言や指導を得て、追加の環境保全措置を講じること検討いたします。</p>
13	<p>事後調査については、特に渡りの時期において、レーダー調査を用いるなどして、障壁効果の発生の有無や程度を確認するための調査を行うべきである。</p>	
14	<p>第 10.3-1 表 (1) に示した事後調査のうち、バードストライクの発生状況の確認については、実施区域周辺での漂着物調査だけでなく、鳥の飛翔が多い数か所において、TADS（熱動物感知システム）や英国の ORJIP という組織が実施するような方式でモニタリングを行うべきである。</p>	